

第5章 公害苦情、紛争処理および公害事犯

第1節 公害苦情処理

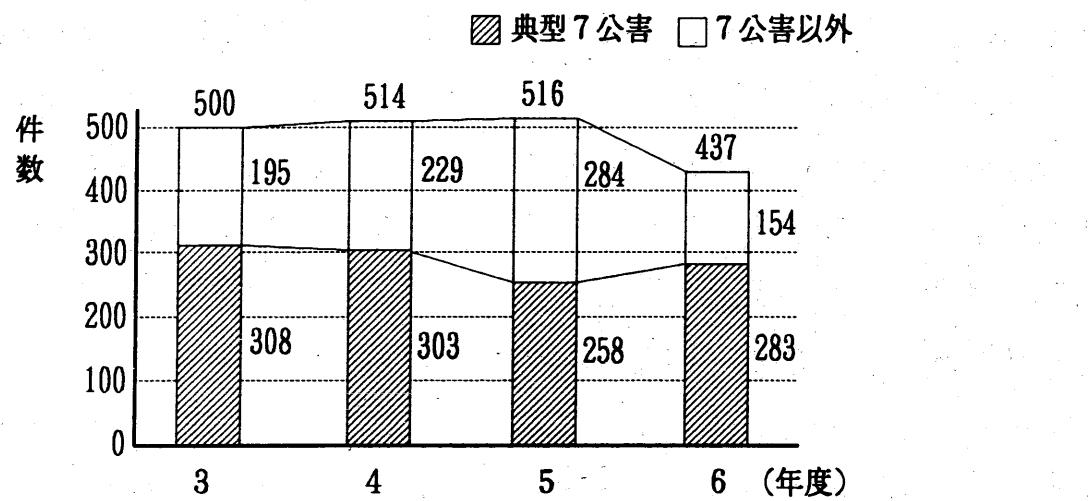
公害紛争処理法第49条は、地方公共団体が関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めることを規定している。

この規定に基づき、県および市町村では公害担当職員がそれぞれ苦情の調査・処理を行っており、また公害苦情相談員の制度を設けて公害に関する苦情についての相談に応じ、調査・指導・助言を行っている。

(1) 公害苦情件数の推移

平成6年度に県（警察を含む。）および市町村が新規に受け付けた公害に関する苦情件数（新規直接受理件数）は437件で、前年度に比べ79件（前年度比15%）減少した。過去4年間の苦情件数の推移は図3-5-1のとおりである。

図3-5-1 公害苦情件数の推移



(資料：環境保全課)

(2) 公害の種類別・発生源別苦情件数

典型7公害に関する苦情は、平成6年度は283件（全苦情の65.0%）で、前年度に比べ25件（10.0%）増加している。

一方、典型7公害以外の苦情件数は、6年度は154件(全苦情の35.0%)で、前年度に比べ104件(40.0%)減少している。

典型7公害の苦情を種類別にみると、騒音が75件で最も多く、その他については大気汚染、水質汚濁および悪臭が多くなっている。前年度と比較すると、水質汚濁および悪臭が増加したのに対し、大気汚染および騒音が減少している。

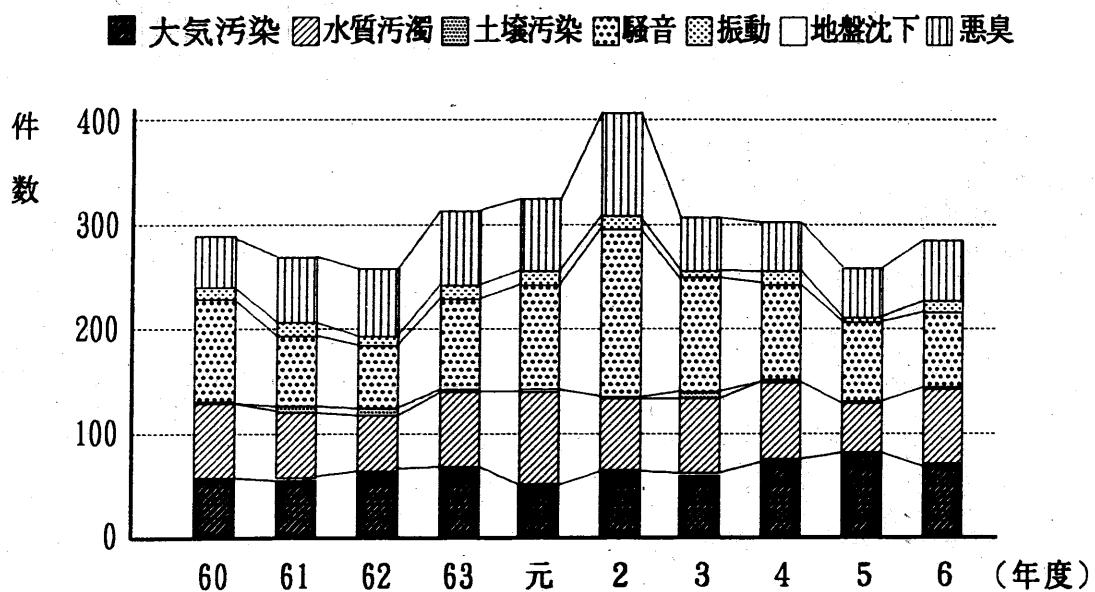
また典型7公害以外では、廃棄物の不法投棄に関するものが48件(全苦情の11.0%)と最も多く、次いで害虫等の発生および動物の死体の放置が多くなっている。ただ、前年度との比較では、廃棄物の不法投棄に関するものは減少している。

(図3-5-2、図3-5-3、資料編表6-1)

苦情を発生源別にみると、製造業が98件(全苦情の22.4%)で最も多く、以下空地が55件(全苦情の12.6%)、サービス業が50件(11.4%)、建設業が48件(11.0%)となっている。

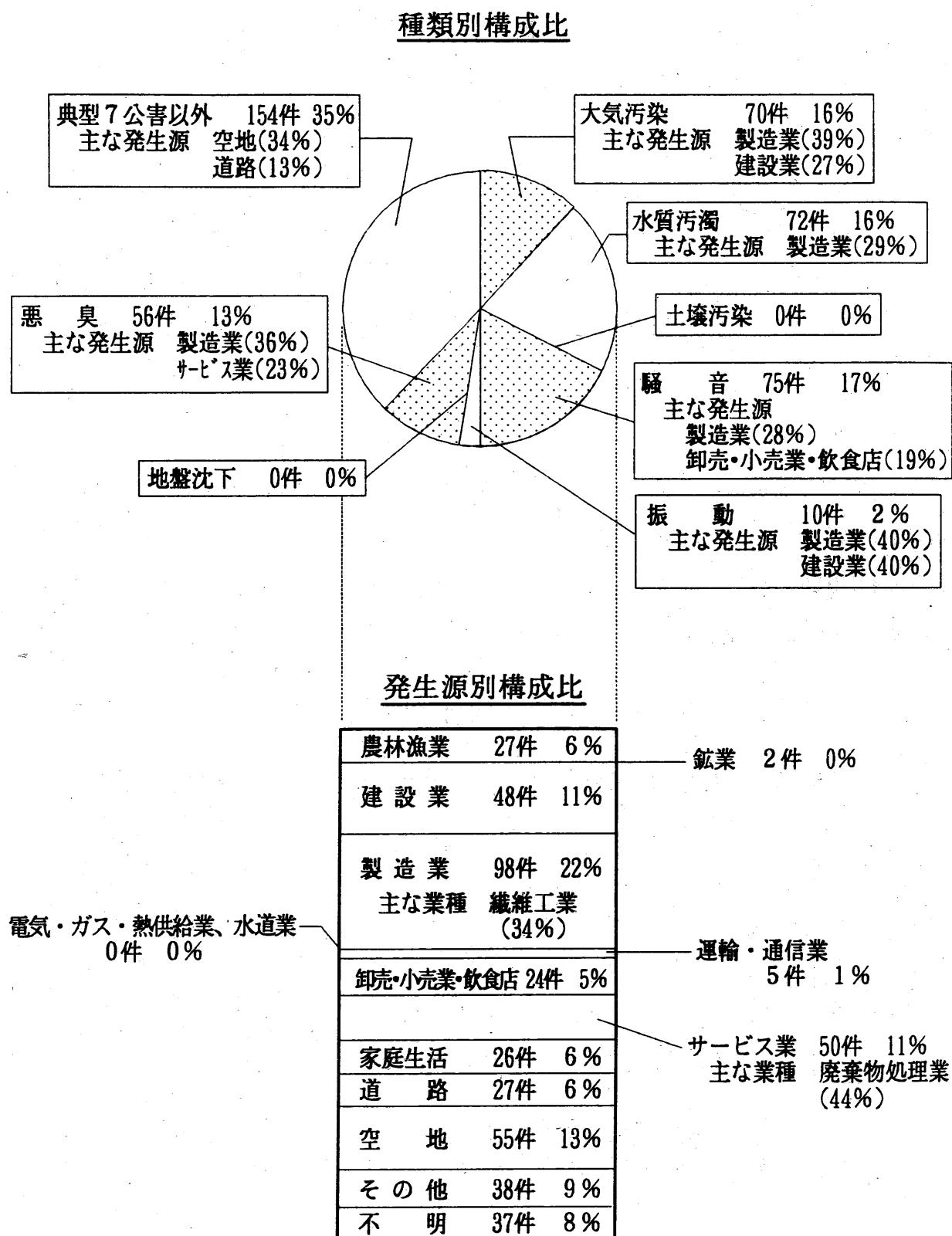
(図3-5-3、資料編表6-2)

図3-5-2 典型7公害の種類別苦情件数の推移



(資料：環境保全課)

図3-5-3 公害苦情の構成(平成6年度)



()：各区分に占める割合(%)

(3) 市町村別公害苦情件数

各市町村別に平成6年度中の新規直接受理件数をみると、福井市の78件、武生市の80件、鯖江市の48件など、7市の合計は242件で全体の55.4%を占めている。町村では丸岡町14件、三国町11件、金津町9件、美浜町9件、春江町8件等となっている。(資料編表6-4)

(4) 公害苦情の処理状況

平成6年度における公害苦情の処理状況は、受理件数437件(新規直接受理件数-435件、他から移送-2件)のうち、416件(93.8%)を6年度中に処理し、15件を他へ移送し、6件を翌年度へ繰越した。

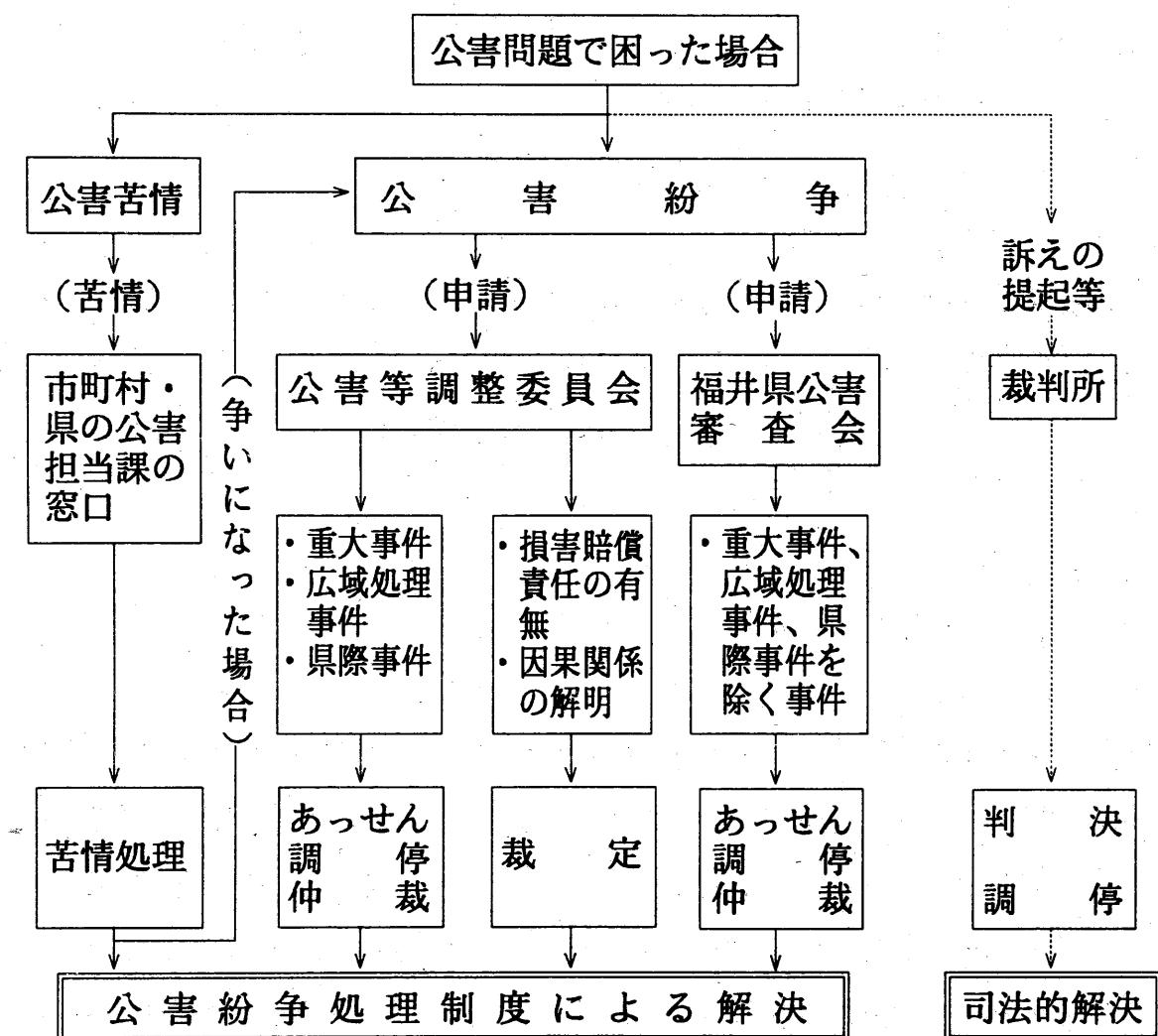
第2節 公害紛争処理

公害苦情処理で解決できない紛争を処理するために、裁判所による司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等調整委員会、各都道府県には公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁等の手続きにより、紛争の解決に当たっている。(図3-5-4、資料編表2-4)

この制度は、典型7公害に係る民事紛争について、住民にとってもっとも身近な地方公共団体が簡易・迅速・適正に解決を図ることを目的に設けられた。そのため、処理手続きは、裁判の手続きより形式的厳格性を緩和し、ある程度彈力的かつ能率的になっている。

本県の公害審査会は、現在、公害防止条例に基づき、医師、弁護士等の学識経験者からなる12名の委員で構成されている。制度発足の昭和45年以来、これまで本審査会等に係属した事件は、5件(あっせん3件、調停2件)で、処理状況は合意成立3件、申請取下げ2件となっている。

図3-5-4 公害紛争処理制度の仕組み

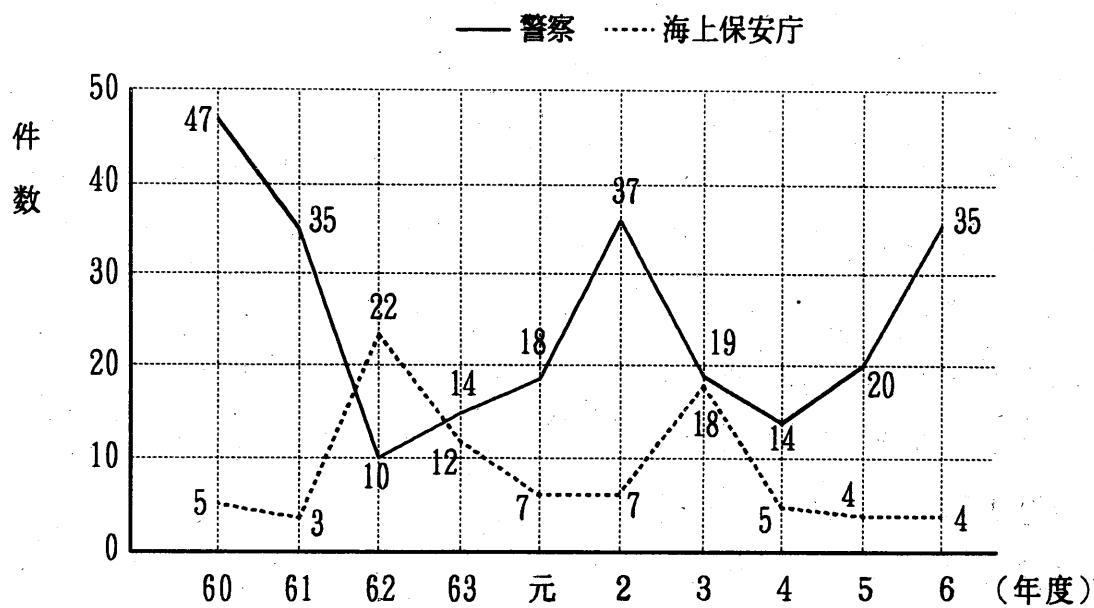


第3節 公害事犯の取締り

警察、海上保安庁では、県民の健康保護と生活環境を保全するため、公害関係諸法に基づき取締りを実施している。取締りにあたっては、水質汚濁、廃棄物の不法投棄、その他自然環境を破壊する行為等で悪質な事犯については、検挙の措置を講じている。

特に海上保安庁では船舶および海洋施設等からの油・廃棄物等の違法排出、臨海事業所等からの違法排水等について監視取締りを行うとともに、海洋汚染調査や漂流・漂着物調査を実施し、海洋汚染の防止に努めている。

図3-5-6 年別検挙件数の推移



平成6年中に検挙した公害事犯の件数は、警察35件、海上保安庁4件であり、前年に比べ15件増加した。

内訳を見ると、廃棄物関連が総件数36件と最も多く、全体の92%を占めている。過去5年間の公害事犯の検挙状況を見ると、各年とも廃棄物処理法違反が最も多く、廃棄物の不法投棄など環境保全意識の欠如を反映した事犯が多く発生している。

表3-5-7 検挙状況内訳

(1) 警 察

態 様	件 数	適 用 法 令 名
大気汚染	1	大 気 汚 染 防 止 法
廃棄物	32	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他の	2	河 川 法 、 自 然 公 園 法
計	35	

(2) 海上保安庁

態 様	件 数	適 用 法 令 名
廃棄物	4	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律